

令和6年度

介護休業取得応援奨励金

介護休業
取得

職場復帰

職場環境
整備

就業継続

従業員の介護休業取得を推進する 都内中小企業等を支援します

従業員に介護休業を取得させるとともに、職場環境を整備した都内中小企業等に奨励金を支給することで、介護休業の取得を促進し就業継続を後押しします

合計15日の介護休業

27.5万円支給

合計31日以上介護休業

55万円支給

年度内
1回

🐾 奨励金額がアップしました 🐾

＼ 有給の介護休暇を含めて申請することができます！ /

奨励金の概要



対象事業者

都内勤務の常時雇用する従業員を2名以上かつ6か月以上継続して雇用し、都内で事業を営んでいる中小企業等(従業員数300名以下)であること

🐾 奨励の対象となる従業員、介護休業取得要件

都内勤務の従業員(雇用保険被保険者)が、合計15日以上介護休業(有給の介護休暇含む)を取得し、原職復帰後3か月以上継続雇用されていること

🐾 環境整備要件

育児・介護休業法に定める制度を上回る取組について、令和6年4月1日以降、就業規則にいずれかを整備したこと

- ア 介護休業期間の延長
- イ 介護休業の取得回数の上乗せ
- ウ 介護休暇の取得日数の上乗せ
- エ 中抜けありの時間単位の介護休暇導入

<活用イメージ>



事業実施期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

申請期間

対象となる介護休業から原職に復帰し、3か月経過した翌日から2か月以内
※HPに掲載の「申請期限日一覧」を必ずご確認ください

詳細は募集要項をご確認ください

<お問い合わせ先>



公益財団法人 東京しごと財団

企業支援部 雇用環境整備課 育児支援担当係

TEL. 03-5211-2399

〒102-0072 東京都千代田区飯田橋3丁目8番5号 住友不動産飯田橋駅前ビル11階

募集要項・申請様式はホームページからダウンロードしてください

財団 介護応援

検索

<https://www.shigotozaidan.or.jp/koyo-kankyo/joseikin/kaigo.html>



リサイクル適性 この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

令和6年4月作成